# 6月12日本会議再開(第5日目)

1. 出席議員 14名

西沢悦子 1番議員 君 8番議員 玉 川 清 史 君 2 小宮山 定 彦 滝 沢 幸 映 君 君 9 IJ 峻 君 君 3 IJ Ш 城 1 0 IJ 朝 倉 玉 勝 津 4 袮 明 子 君 1 1 吉川 まゆみ 君 中 島 1 2 塩野入 5 IJ 新 君 IJ 猛 君 君 中嶋 君 6 大日向 進 也 1 3 IJ 登 IJ 7 栗田 隆 君 1 4 IJ 大 森 茂彦 君

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 長 君 副 町 宮 﨑 義 也 長 守 教 育 清 水 君 管 会 計 理 者 池 上 浩 君 総 務 課 長 柳 澤 君 企画政策課長 臼 井洋 君 住民環境課長 関 巳 君 貞 福祉健康課長 伊 達 博 E 君 商工農林課長 竹 内 祐 君 建 設 課 長 大 井 裕 君 教育文化課長 堀 内 弘 達 君 収納対策推進幹 長 崎 麻 子 君 まち創生推進室長 柳 澤 英 明 君 務課長補佐 瀬 下 幸 君 務 係 長 務課長補佐政係 長 細 田 美 香 君 企画政策課長補佐 宮 下 佑 耶 君 企画調整係長 保健センター所長 竹 内 優 子 君 子ども支援室長 海 鳴 聡 子 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長 北村 一 朗 君 議会 書 記 宮崎 あかね 君

5. 開 議 午前10時00分

#### 6. 議事日程

第 1 議案第26号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について

第 2 議案第27号 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について

第 3 議案第28号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

追加第 1 発委第 2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を

改正する条例について

追加第 2 発委第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につい

7

追加第 3 議案第29号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条

例について

追加第 4 議案第30号 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について

追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

### **議長(西沢さん)** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。ご異議あり ませんか。

(異議なしの声あり)

**議長(西沢さん)** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

日程第1「議案第26号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る6月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第1「議案第26号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第2「議案第27号 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について」 議長(西沢さん) これより質疑に入ります。 **11番(吉川さん)** 2点お願いたします。

歳出、7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中でありますが、 説明の18052障がい福祉サービス事業立上補助金75万が盛られておりますが、この内容に ついてお聞きいたします。

それともう一点は、13ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費 577万が盛られております。この大規模盛土造成地調査委託についてお願いいたします。

福祉健康課長(伊達君) 款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい福祉費のうち、説明 18052障がい福祉サービス事業立上補助金75万円でございます。こちらにつきまして、こ の6月より町内で、現在、放課後等デイサービス事業所を営んでおられます事業主さん、もう 1か所開所をしていただけるということでございます。そちらに対する立ち上げ補助ですので、 当初、運営が軌道に乗るようにということで補助金をお出しするものでございます。

**建設課長(大井君)** 13ページ、宅地耐震化事業の577万円の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、この大規模盛土造成調査委託費を計上しました経過についてご説明をさせていただき たいと思います。

まず国は、平成26年度に国土強靭化に係る国の計画などの指針となる国土強靭化基本計画を 策定し、ハード・ソフトを交えた各種の事業を実施し、強靭化を図ってまいりました。しかし、 平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨、台風21号による高潮、北海道の胆振東部の 地震など被害を受け、この国土強靭化計画の課題を洗い出すために、平成30年11月に重要イ ンフラの緊急点検を実施し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策160項目を選定し、平 成30年12月から令和元年度までの3年間で集中的に実施をすることを閣議決定をいたしまし た。

このことを受けて国土交通省は、大規模盛土造成の危険性の把握、加えて液状化の危険性の把握のそれぞれの調査を全市区町村を対象に実施することといたしました。この調査の第1段階は、国土交通省において実施をされ、衛星写真や造成地の資料収集を行う中で、当町の大規模盛土造成地や液状化の危険区域の選定を行い、本年2月に調査結果が報告され、大規模盛土造成地が15か所、液状化の危険性は当町においてはないとのことでございました。

国土交通省により大規模盛土造成地とされた箇所は、びんぐしの里公園周辺や坂城保育園北側周辺、坂城高校西側周辺や入横尾のJR東日本の変電所周辺など、民間企業の工場敷地などでございました。この結果を受けて今回、補正をお願いいたします577万円は、国の国庫補助2分の1を受けて、大規模盛土造成地に選定された15か所について、何らかの補修等の必要があるのか調査を実施し、確認を行うための経費として計上させていただきました。

**11番(吉川さん)** 7ページの先ほど福祉健康課長からご説明いただきました。大変ありがたい

と思います。なかなかこの放課後デイサービスというこの制度、使いたくてもないという中で、 また増設をしていただくということでありがたいと思います。この75万の選定基準についてと、 それからそちらの施設の定員はどのくらいか、また立上補助金は今年度で終わるのか、それとも 2年、3年続くのかという点をお願いいたします。

それと、13ページの建設課の件ですけれども、これで今、補修すべきかどうかという確認を 今年度行っていただいて、その後、例えば民地でありましたら、どのように、周知をしていくこ とになると思いますが、また公共物がその中に入っておりましたら、それに対して、今後何年間 で改修をするとかそういう計画についても、今もう考えられているのかどうなのか、その辺をお 願いしたいと思います。

福祉健康課長(伊達君) 障がい福祉サービス事業立上補助金についてですが、選定というか、算出ということでよろしいんでしょうか。75万円の算出でありますけれども、今回事業主さん開所するに当たって、土地・建物賃借ということでございますので、賃借料のおおむね2分の1相当という形で計算をさせていただいております。

利用定員につきましては、10名の受入れと医療的ケアが必要なお子さんも受け入れていただけるということで、看護師さん等も配置をされてということでございますので、先ほど家賃のおおむね2分の1ということを申し上げましたけれども、そんなことも含めましてそういう算出をさせていただいたということであります。

あと、この年数でありますけれども、今年度と来年度2年間を予定しているということでございます。

建設課長(大井君) 宅地耐震化事業の再度のご質問にお答えをいたします。

今後の予定ということでございますけれども現在、国土交通省のほうで盛土として認定したものが15か所ということになってございます。こちらについて今年度577万円をもって調査をしまして、今後手当てが必要かどうかの調査を今年度実施をしてまいります。その後、本格的な調査が必要と、応急対策工事ですとか、そういったものが必要になった場合に備えて、来年度以降そういった箇所について本格的な調査を実施してまいります。

町の管理しております施設につきましては、また順次、優先順位をつけて対応してまいりたい と思います。

それから、民間企業の事業所、工場敷地などについては、管理者のほうに状況をご説明して対応を依頼していきたいと考えております。

## 議長(西沢さん) ほかにございますか。

**12番(塩野入君)** 3ページでありますが、歳入であります。款14国庫支出金、項2国庫補助金、その中の目9の総務費国庫補助金の中の地方創生推進交付金844万8千円であります。これ、昨年は当初予算で盛り込まれていたんですが、今年度、補正で対応されています。まち・ひ

と・しごと創生総合戦略これが1年延びて、総合計画と一緒にやるというようなこともあります。 そんな影響もあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、これ予算書を見ると、主には歳出のほうで一般財源から組替えがあるわけですが、 それぞれどんな事業に充てられているのかその辺をお聞きをしたいと思います。

それから10ページでありますが、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、負担金補助 及び交付金の18061多面的機能支払交付金が載っております。これは網掛の新しい組織とそ れから南条の保存会の拡充というふうにお聞きしているんですが、網掛部分につきましては、ど んな交付金額でどう算出されているのかお聞きしたいと思います。

それから、これ自体が農業者が共同して取り組んだ地域活動、それから地域資源の維持や機能 向上に資する、そういう活動にということであります。その辺の細かくは要りませんが、具体的 にどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

**まち創生推進室長(柳澤君)** 補正予算書3ページ、企画費補助金、地方創生推進交付金のご質問 についてお答えをいたしたいと存じます。

最初に、補正予算に計上した経過についてということでございますけれども、地方創生推進交付金につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための国からの交付金でございます。町の総合戦略は、長期総合計画と期間を合わせるため1年延長し、今年度までといった形としたことでございます。

地方創生交付金、地方創生に係る交付金事業につきましては、国の制度によりまして3年ごとの計画の提出が求められているところでございます。平成29年度からの全計画が、昨年度の令和元年度までの3年間で期間満了となったことから、新たに事業申請を行いまして、国から、今年度令和2年度から令和4年度までの3年間の事業として3月末に認定され、4月1日に交付金の決定を受けた経過がございます。事業の認定、交付金の決定を受けたことにより、本補正予算におきまして交付金の歳入補正の計上を行ったところでございます。

続きまして、国の交付金の充当先についてお答えをしたいと存じます。

国の交付金につきましては、創生推進交付金関連事業の財源として充当を行うものでございます。 充当先につきましては、複数ございますがお願いしたいと思います。

企画費といたしましては、移住体験施設の運営経費などに充当いたします。

社会福祉総務費につきましては、ヤングヒューマンネットワーク補助金について充当をいたします。

労政費につきましては、移住・定住就職促進費用などに充当をいたします。

農業振興費につきましては、ワインぶどう産地化補助金などに充当をいたします。

商工振興費につきましては、町内企業の出展補助金に充当をいたします。

商工企画費につきましては、コトづくりイノベーション補助金などに充当いたします。

それぞれ充当いたしまして、地方創生に向けた取り組みの財源として活用するものでございます。

**商工農林課長(竹内君)** 多面的機能支払交付金事業に関するご質問をいただきました。

まず、新設された網掛の組織への交付額をどのように算出したかということでございますけれども、こちらにつきましては、網掛で組織をされます十六夜の里原木会という組織でございますけども、こちらの組織で活動の対象とする農用地面積42.14へクタールになりますけれども、そちらの田畑、それぞれに交付単価、国で示されております交付単価を乗じて算出をしております。

それから、活動内容に関するご質問でございますけれども、多面的機能支払交付金事業につきましては、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、地域で共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源、農地ですとか水路・農道といったものの質的な向上を図る活動を支援するもので、農地維持支払と資源向上支払により構成をされております。まず、農業者が共同して取り組む地域活動につきましては、農地維持支払に区分されまして、農地ののり面の草刈りですとか、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動が対象となっております。それから、地域資源の維持や機能向上に資する活動ということで、こちらは資源向上支払に区分をされまして、水路・農道の軽微な補修、それから植栽による景観形成、水路・農道などの施設の長寿命化のための活動といったものが支援対象となっているところでございます。

**12番(塩野入君)** 最初の地方創生のほうですけども、補助率はどのくらいになっていますでしょうか。

それから、総合戦略と一致した事業に基づいてやっているわけですが、その辺のチェックだと かそういうのを含んで、申請から交付するまでの流れがどうなっているのかお聞きをしたいと思 います。

それから、多面的なほうですが、これはまず基本的には国が2分の1、県と町が4分の1ということだと思うんですが、予算上は県から4分の3が出ていますが、これは県を通してトンネルで入ってきているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それで、これは5年継続でありますけども、5年で終わるのか、継続のあたりをお聞きをしたいと思います。

それから3つ目は、交付金支払いの審査これはどこでやるんでしょうか。例えば、これ多分限 度額いっぱいに予算上はしてあるんですが、これに満たないようなケース、今まで6団体やって いますんで、そうした中でそんなものがあったのかどうかということをお聞きをします。

それから、支給はいつ頃か、年度末終わってからになるのか、そのあたりをお聞きをしたいと 思います。 以上です。

**まち創生推進室長(柳澤君)** 地方創生推進交付金の交付から申請までの流れ、そして補助率についてということで、お答えをしたいと存じます。

地方創生推進交付金の対象事業につきましては、国の制度によりまして3年ごとに認定、申請を受けることとされております。今年度、新たに申請をいたしまして、令和2年度から令和4年度までの3年間についての事業認定を受けたところでございます。

事業申請に当たりましては、坂城町まち・ひと・しごと・創生総合戦略の基本目標や事業内容を基にいたしまして、推進交付金の事業計画を国に提出いたしまして、国の審査、チェックを経て、交付金対象事業としての認定を受けたところでございます。事業の認定後、交付金につきましては、年度ごとに交付申請手続を行い、交付決定後、事業に着手してまいります。事業の完了後は、実績報告書を提出し、事業実績の2分の1の補助率とした交付金が交付される流れとなっているものでございます。

### 商工農林課長(竹内君) 再質問にお答えをいたします。

まず、交付金の負担割合とどのように納入されるかということでございますけれども、国2分の1、県と町で4分の1ずつということになっております。国と県の負担分合わせて4分の3になりますけれども、こちらにつきましては、県を通じて一括で納入をされるということでございます。

それから、事業活動期間に関するご質問でございますけれども、交付金事業の活動期間は5年間ということでございまして、5年目の事業終了年において活動の継続についてその組織に意向を確認しまして、継続をする場合は再認定の上、事業を継続していただくこととなっております。それから、交付金事業の審査の関係でございますけれども、こちらについては年度末に実施組織から実績報告が町のほうにされます。その実績報告に基づいて町で行うんですけれども、担当職員が報告書の内容と、あと現地確認をいたします。そこで、その結果について県に報告しているという状況でございます。

それから、計画どおり実施できなかったところはあったかというご質問だったかと思いますけれども、毎年秋頃に町で中間検査として進捗を確認させていただいております。その中で、進捗が遅れている場合は、町のほうから助言をしたり指導ということで行っておりまして、これまでに計画どおり実施できなかった組織はございません。

それから、交付金の支払い時期でございますけれども、交付申請と概算払請求に基づきまして、まず8月から9月頃なんですけれども、農地維持支払に係る部分と、あと資源向上支払の共同活動に係る部分について交付金を交付しております。あと、11月頃ですが、資源向上支払のうちの長寿命化に係る部分について交付金を支出しているところでございます。ということで2回に分けて支出をしているという状況でございます。

議長(西沢さん) ほかにございますか。

- **14番(大森君)** 14ページの土木費、高速交通対策費のうちの説明、高速交通対策一般経費の中のバリアフリー化工事で30万計上されておりますが、この場所とどのような工事なのか具体的な説明を求めます。
- **建設課長(大井君)** 14ページの高速交通対策一般経費のバリアフリー化工事の内容でございますけれども、A01号線、南条小学校の山金井との交差点でございますけれども、そのA01号線の横断歩道の付近にカラー舗装をして、交差点の注意喚起を運転手の皆さんにしていきたいということで、カラー舗装を実施するものでございます。
- 14番(大森君) 交差点のところということだと思うんですが、山金井から下ってくる、国道抜けるこのところと、A01号線の交差点のこの4面についてやるってことでよろしいでしょうか。 建設課長(大井君) 再度のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきましたカラー舗装の箇所につきましては、A01号線の2か所になります。 「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第3「議案第28号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(西沢さん) 次に、追加議案の審議に入ります。追加日程第1「発委第2号 坂城町の議会 の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」から追加日程第4「議案 第30号 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」までの4件を一括議題とし、

職員に議案を朗読させます。

議決の運びまでいたします。

(議会事務局長朗読)

議長(西沢さん) 朗読が終わりました。

最初に趣旨説明を求めます。

11番(吉川さん) 発委第2号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」、趣旨説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による、現下の厳しい社会経済情勢等に鑑み、町議会議員の議員報酬の額を、令和2年7月から令和2年12月までの間減額するため、改正をいたすものでございます。

減額の内容は、議員それぞれの報酬月額から3%減ずるものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上 げまして趣旨説明といたします。 続きまして、発委第3号について趣旨説明を行います。

発委第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」意見書の朗読を もって、趣旨説明に代えさせていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自律性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。 また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、 無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員の成り手不足が大きな問題となっ ている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新た な人材の確保につながっていくものと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生 年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長(西沢さん) 次に、提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** では、まず議案第29号「特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、現下の厳しい社会情勢等に鑑み、町理事者の給与の一部減額を行うため、本条例を改正するものであります。

内容としましては、私の給料月額の10%、また、副町長及び教育長それぞれの給料月額の 5%を減額するものであります。期間は、令和2年7月から12月までの6か月間であります。

次に、議案第30号「令和2年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,702万8千円を追加し、歳入歳出の予算を82億5,831万2千円とするものでございます。

歳入の内容につきましては、財政調整基金繰入金6,042万8千円、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金260万円、水資源対策・営農推進基金繰入金400万円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設維持補修工事260万円、税償還金・還付加算金2,600万円、中小企業等への新型コロナウイルス対策に係る町及び県制度資金における保証料補給金及び町制度資金に対する利子補給金3,520万円、渇水対策事業に係る深井戸ポンプ修繕工事400万円をそれぞれ増額し、議員報酬59万3千円、特別職給料86万7千円を

それぞれ減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(西沢さん) 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時36分~再開 午前10時46分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第2「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「議案第29号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第4「議案第30号 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第5号)について」 議長(西沢さん) これより質疑に入ります。

**12番(塩野入君)** まず、4ページでありますが、管理総務費、項1総務管理費、目6の企画費、温泉管理費で温泉施設整備工事2,260万、この工事の内容を、それから新型コロナによる利用者の状況もお聞きをしたいと思います。利用状況ですね。

それから、5ページであります。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費の税償還金・還付加算金でありますが、これまず件数はどれぐらいでしょうか。それから、大きい順に3社ぐらい、ABCぐらい、3社ぐらいお聞きをしたいと思います。

以上です。

**企画調整係長(宮下君)** ただいまの質問のびんぐし湯さん館工事の概要についてでございます。 びんぐし湯さん館のお湯につきましては、上平字島の場所、温泉スタンドの置いてある場所に 源泉がありますけれども、こちらの源泉の地下200メートルの位置に水中のポンプが入っております。その水中ポンプから温泉のお湯をくみ上げまして、そのお湯を送水ポンプで送り出しまして、さらに中継ポンプを中継しながら湯さん館までお湯を送っているというものでございます。 そのため、この地下200メートルの位置からクレーン、大型のクレーンにより少しずつ送水

管を引き抜いて、持ち上げまして、そこを少しずつ解体しながら、その先にある水中ポンプを取り出すというものでございます。その取り出した後、水中ポンプを予備の水中ポンプに交換いたしまして、また少しずつ送水管をつなぎ合わせながら源泉の中に入れていきまして、地下200メートルの水中に設置をするというものでございます。その後、ポンプの稼働を確認をしまして、不純物がなくなるまでお湯を吐き出しましてから、ふれあいセンター、月影寮、そして湯さん館へ送水をして稼働の確認をしたという工事でございます。

また、湯さん館の入館の状況はということでございますけれども、入館者数につきましては、この新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念もございまして、3月以降入館者数が大幅に減少している状況でございます。令和2年3月につきましては、対前年でいきますと、おおよそ4千人ほど減少、17.6%減少となります1万8,721人。また、4月につきましては、臨時休館ということもございましたので、54.9%減少となります9,271人。5月につきましては、さらに臨時休館などもございまして、83.9%の減少となります3,409人の方のご利用があったという状況でございます。

収納対策推進幹(長崎さん) 5ページ、賦課徴収費、税償還金・還付加算金の件数と金額の大き い事業所についてのご質問にお答えいたします。

企業につきましては、10社分について計上をいたしております。金額の大きな事業所3社ということでございますけれども、一番大きな事業所さんにつきましては、1,430万円、続いて480万円、続いて360万円という状況でございます。

**12番(塩野入君)** まず、温泉施設の関係でありますが、長い間休館をして、そしてオープンをしたら、故障でこうなったということでありまして、いろいろな意見をお聞きをするわけでありますが、長い間にこういう基本的な部分のメンテナンスをしていなかったのかどうなのか。その辺、やっぱりせっかくの長い休館をとったんですから、そういうときにこそ、そういう肝心なところを見なきゃいけないと。町長、社長でありますし、そういう中でその辺のところはいろいろなご質問が来ているんです。その辺のところはどんな感じでやってきたんでしょうか。その辺の経過を、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、還付加算金でありますが、一般質問等で厳しい状況ということはお聞きをいたしま した。この還付加算金についての今後の状況、どんなふうに見ているでしょうか。それをお聞き をします。

以上です。

**企画政策課長(臼井君)** びんぐし湯さん館につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に 伴いまして、外出自粛ですとか休業要請といったものがございました。そういったものに応える 中で、4月23日から5月15日までの臨時休館を余儀なくされた状況でございます。

この間、営業再開してからのサービス向上に向けまして、サウナ室につきましては板の張り替

えですとか、男性浴室の外の洗い場についても修繕を行うなど、いろんなところのメンテを休館 中に行ったところでございます。また、設備的な部分につきましては、ポンプ施設等につきましても、年2回の点検、定期点検を実施して保全に努めてきたところでございます。

今回の源泉ポンプにつきましては、地下200メートル以上のところに設置をされているということでございますので、なかなか点検の都度引き上げて、実際に目視で点検というのは困難な状況にございますことから、ポンプにつきましては、万一に備えて予備のポンプ、こちらを用意をしてきたというところでございます。ですので、今回も予備のポンプがあったということで、最短の時間で復旧ができたという状況でありますけれども、今後につきましても、施設の定期的な点検を行う中で、施設の維持保全に努めてまいりたいと考えるところでございます。

収納対策推進幹(長崎さん) 還付額の今後の状況はというご質問でございますけれども、法人町 民税の税額につきましては、納税義務者である法人からの確定申告により確定するため、確定申 告の提出がされる前につきましては、法人町民税の税額や還付金のあるなしにつきまして、正確 に見込みを立てることは難しい状況でございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により景気の急速な悪化が続いており、大変厳しい 経済情勢となっております。また、これから決算期を迎える企業につきましては、この影響を強 く受けることにより、業績の悪化や利益の減少などにより、法人町民税の減額や、それによる予 定納税として納めていただいた法人町民税の還付などがさらに増えるなど、厳しい状況になると 考えております。

議長(西沢さん) ほかにございますか。

**14番(大森君)** 3ページ、歳入についてお尋ねします。

基金繰入が、特に財政調整基金の繰入れが6千万ありますが、これで今議会では最後の繰入れ になるんですが、この残高一体どのぐらいになるのかについてお尋ねします。

それから、先ほどの還付金の件ですが、5ページ、これは利率は何%なのか、そして元金と利率の関係、額的には利率はどのぐらいの額を負担されるのか、その点についてお尋ねします。

- **財政係長(細田さん)** まず、財政調整基金の残高でございますけれども、今回5号補正まで行いまして約19億1,500万円となります。
- 収納対策推進幹(長崎さん) 還付額の利率ということでございますけれども、還付加算金の利率 ということでよろしいでしょうか。還付加算金につきましては、還付額に対して1.6%になっております。(「あと元金は」の声あり)

元金ということではなく、法人税率が11.9%ということで課税をされております。その課税額、課税が決定した額に対して前年度納め過ぎている場合については、差額分をお返しするものになります。そのお返しする額に対して、加算金につきましては1.6%で算出をします。

13番(中嶋君) 一つこれを聞いとかなきゃね。

5ページ、款8土木費、項6高速交通対策費。水資源対策・営農推進基金繰入金の400万円、これはポンプの修理工事に使われたわけでありますが、昔はでかいこれゼニにあったんですが、入ってこねえから、どんどん出てくばっかで、ちょっとこれ心配してんですよね。特に、北日名、南日名のほうだったかな、これね。今どれぐらい残っていて、予測的なことはどんなふうにお考えになっているかお尋ねをしたい。

以上。

それから場所だ。申し訳ない。

**建設課長(大井君)** 5ページ、渇水対策事業ポンプと改修工事の場所について、お答えを初めに させていただきたいと思います。

こちらは、御所沢にあるポンプでございます。

続きまして、基金の残高でございますけれども、令和元年度末、昨年度末で3,790万円ほどとなっております。今回、この予算をお認めいただいた後の残といたしましては、3,390万円ほどとなる見込みでございます。

**13番(中嶋君)** 確認のためですので、渇水ということで、高速道路を造るときあれだったかも わからないんですが、幾ら当時あったんですか。で、今の三千何ぼになったか、そのとこだけ教 えてください。

以上。

建設課長(大井君) 基金のご質問にお答えをいたします。

こちらについて、当初の基金の保有額というところでございますけれども、申し訳ございません、こちらの当初の基金額というものは現在持ち合わせてございませんので申し訳ございません。 先ほどの基金残のお話、答弁の中で、残額でございますけれども、年度末の繰入金を入れてございませんでして、現在今回の工事費をこの繰り入れた残につきましては3,230万円ほどとなります。訂正させていただきます。

議長(西沢さん) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時04分~再開 午前11時14分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

建設課長(大井君) 初めに、貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございませんでした。

基金につきましては、2つの基金を統合しておりまして、当初の水対策資源の基金といたしましては、平成9年度と平成10年度にそれぞれ繰入れを行っておりまして、基金のスタート時は2億640万円ほどでスタートしております。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(西沢さん) 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の 申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長(西沢さん) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長(山村君)** 令和2年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。 提案いたしました専決報告、人事案件、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算並びに 追加で提案いたしました条例の全部改正及び一般会計補正予算、全ての議案に対し原案どおりご 決定を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本定例会でも多くの議員の皆様から様々な 観点でご質問を頂きました。緊急事態宣言が解除され、人の移動や観光、イベントなどの制限が 徐々に緩和され、社会全体に光が差し始めてきた一方、感染のリスクはいまだ消えたわけではあ りませんので、様々な活動の再開を模索しつつも気を緩めることなく、緊張感を持って対応をし てまいりたいと考えております。

長野県におきましても、適切な感染拡大防止対策の一環として、独自に各都道府県の感染状況のモニタリングを開始しており、国が緊急事態措置を実施すべき地域の判断指標の一つとする、直近1週間の10万人当たり0.5人以下としている新規感染者累積数を公表しております。これによりますと、6月4日から10日までの1週間で、東京都が0.94人、北海道が0.67人と2自治体が指標を上回っており、警戒が必要と考えております。

さて、県の社会経済活動再開に向けたロードマップでは、来週19日からステップ2に移行する予定で、これまでの「活動準備・始動期」から「県内需要拡大・交流展開期」へと進んでいきます。町でもこれに合わせ、来週にも対策本部会議を開催し、一部利用を制限している町の施設についても、適切な感染防止策を講じる中で、再開に向けた協議をしてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症につきましては、お一人お一人の感染防止への取り組みは今までと変わらずに続けていただくことが重要であります。町民の皆様におかれま

しては、人混みでのマスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、人との距離の確保、そして何より 3 密の回避など、基本的な感染防止策の取り組みと併せて熱中症への備えもお願いいたします。

さて、小中学校では新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業を終え、5月25日からの学校再開にあたっては、徐々に学校に慣れるよう短時間授業から始め、6月1日からは通常の学校生活が始まりました。静まり返っていた学校に子ども達の笑顔が戻り、小学1年生では早速アサガオの種をまき「早く芽が出てほしいね」といった話も出るなど、児童生徒そして教員もまずはほっとしているところでございます。

そんな折、他地域の学校では、新型コロナウイルスの集団感染が発生したといった暗いニュースも入ってきております。どこの学校でもこうした危険性をはらんでいることを念頭に、新しい生活様式を取り入れ、朝の健康チェック、手洗い、距離を置いた座席配置等、3密の回避などを徹底しながら、環境面・衛生面での配慮を行う中で、感染拡大防止、予防に努め、学校生活が継続できますよう努めてまいります。

今年度の夏季休業につきましては、臨時休業の影響も考慮し、学習時間の確保等を目的に、予定よりおおむね前後1週間ずつを短縮し、小中学校ともに7月31日金曜日から8月17日月曜日までの18日間とし、教育委員会で定めましたので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、町内における消費を促し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って売上げが低迷している小売業・飲食業など、町内事業所の早期回復を図ることを目的に、町商工会と協調して6月1日から「スタンプラリー消費回復応援事業」を実施しております。6月と7月の2回に分けての実施となりますが、町内のいずれかの5店舗で、それぞれ千円以上お買い上げやお食事をされた方全員に、千円分の坂城商品券を差し上げております。町民の皆様には大変お得なイベントでありますので、町内の消費拡大にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

これから暑さが増してまいりますが、例年と異なり、熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすことになります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済回復を願うとともに、議員各位におかれましても健康に留意されご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長(西沢さん) これにて、令和2年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西沢悦子

坂城町議会議員 滝沢幸映

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員